

警報発令時の対応について

京丹後市立三津小学校

波浪・高潮警報を除く警報発令時の対応については、原則として以下のようにさせていただきます。

- 1 午前7時現在、京丹後市に警報が発令されている場合には、自宅待機とする。
- 2 午前7時を過ぎ、午前8時30分までに警報が発令された場合も、自宅待機とし、すでに登校中の児童には、学校が安全に帰宅及び自宅待機ができるように指示をする。
- 3 午前8時30分までに警報が解除になった場合には、学校の判断により、始業時刻を決定して授業を実施する。
- 4 午前8時30分現在、警報が継続する場合には午前中休校とし、給食は行わない。
(ただし、網野町の給食は午前8時現在警報が発令している場合、行わない。)
- 5 午前8時30分から午前10時30分までの間に警報が解除された場合は、午後の授業を実施する。始業時刻は学校で判断する。
- 6 午前10時30分に警報が解除にならない場合には、午後も休校とする。
- 7 授業の途中で警報が発令され、下校させる場合は一斉下校とする。